債、公共事業等臨時特例債、平成15年度から平成29年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から平成29年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成15年度から平成29年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{15}＝0.048
Q_{16}＝0.045
Q_{17}＝0.047
Q_{18}＝0.046
Q_{19}＝0.046
Q_{20}＝0.046
Q_{21}＝0.045
Q_{22}＝0.045
Q_{23}＝0.027
Q_{24}＝0.026
Q_{25}＝0.026
Q_{26}＝0.025
Q_{27}＝0.002
Q_{28}＝0.0025
Q_{29}＝0.0025

R_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業

債、公共事業等臨時特例債、平成16年度から平成30年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から平成30年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成16年度から平成30年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{16}＝0.045
Q_{17}＝0.047
Q_{18}＝0.046
Q_{19}＝0.046
Q_{20}＝0.046
Q_{21}＝0.045
Q_{22}＝0.045
Q_{23}＝0.027
Q_{24}＝0.026
Q_{25}＝0.026
Q_{26}＝0.025
Q_{27}＝0.024
Q_{28}＝0.0025
Q_{29}＝0.0025
Q_{30}＝0.00175

R_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業